（報酬受領の禁止に関する経過措置）

第六条　新職業安定法第四十三条の三の規定は、第三号施行日以後に支払の確定した報酬について適用し、第三号施行日前に支払の確定した報酬については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第五条の規定による改正後の特別会計に関する法律（附則第九条第二項及び第三項において「新特別会計法」という。）の規定は、令和四年度の予算から適用し、令和三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（特例延長給付に関する経過措置）

第八条　第六条の規定による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（次項において「新雇用保険臨時特例法」という。）第三条の規定は、雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日がこの法律の施行の日以後である者について適用する。

2　この法律の施行の日前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言による同項第一号に掲げる期間に係る新雇用保険臨時特例法第三条の規定の適用については、同条第三項中「その居住する地域における緊急事態措置実施期間の末日（当該緊急事態措置実施期間が複数あるときは、その末日が直近のものとする。）」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和四年法律第十二号）の施行の日前の直近の新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る緊急事態が終了した日」とする。

（検討）

第九条　政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付（次項において「育児休業給付」という。）及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、新特別会計法附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れた場合又は同条第二項の規定により補足した場合には、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金の額及び育児休業給付に係る収支の状況等を踏まえ、同条第三項の規定による組入れの在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3　政府は、令和六年度までを目途に、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金及び雇用安定資金の額その他の同勘定の財政状況等を踏まえ、新特別会計法附則第二十条の三第八項の規定による控除の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（社会福祉法の一部改正）

第十条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十四条第三項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第四項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第十一条　国家公務員退職手当法の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「職員が、」を「職員が」に改め、「場合」の下に「又は当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他内閣官房令で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして内閣官房令で定める職員が同法第二十条の二に規定する場合に相当するものとして内閣官房令で定める場合に該当する場合」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附則第二十五項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国家公務員退職手当法第十条第三項の規定は、第二号施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の内閣官房令で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正）

第十三条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「職業紹介機関」の下に「、職業安定法第四条第六項に規定する募集情報等提供を業として行う機関」を「、職業紹介」の下に「、募集情報等提供」を加える。

（青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第十四条　青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に、「同条第十項」を「労働者の募集に関する情報を提供すること」を「同法第四条第六項に規定する募集情報等提供」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十三条第一項中「学校卒業見込者等で」を「学校（小学校及び幼稚園を除く。）その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であって卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者（以下この条及び次条において「学校卒業見込者等」という。）で」に、「次条」を「同条」に改める。

第十四条第一項中「学校卒業見込者等求人」を「学校卒業見込者等であることを条件とした求人（次項において「学校卒業見込者等求人」という。）」に改める。

第十八条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

第三十三条中「第四条第八項」を「第四条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、「第四十四条第二項」との下に「、「同法第四条第六項に規定する募集情報等提供」とあるのは「労働者の募集に関する情報を提供すること」と」を加え、「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る。

第十五条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「第四条第九項」を「第四条第十項」に、「第五条の七」を「第五条の八」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第十六条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項の表第四条第九項の項中「第四条第九項」を「第四条第十項」に改め、同表第五条の五第一項及び第二項の項中「第五条の五第一項」を「第五条の六第一項」に改め、同表第五条の六第一項の項中「第五条の六第一項」を「第五条の七第一項」に改める。

（地域雇用開発促進法の一部改正）

第十七条　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第五項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。